日本の禪宗寺院に關する考察

石 守 雄

大

として各々別派をなして嗣法相承され、多くの門派を生じた。世上に二十四流・四十六傳といわれるものがこ れで あ より室町時代にかけて、多數の人宋僧、又は來朝僧によつて傳えられた禪宗諸派は、それぐ~それ等多數の僧侶を派祖 のであるが、、禪宗は傳燈嗣承を重んじ一師からのみ傳法を許され、二系の法を兼禀出來ないのである。處が鎌倉時代 た寺院と、公家階級の外護によつて一流相承の制度をとつた、二つの寺院形態がある。因に十方住持制度による寺院を 凡そ日本佛教の各宗派中、禪宗と密教ほど相承の系統を重んずるものはない。而して密教は事相・灌頂を問題とする 中世の禪宗寺院の制度は、中國の影響を受けて、武家即ち幕府の庇護によつて官寺となり、十方住持の制度をとつ

きものであつたが、卒安時代以後、各寺が一定の宗に屬するに到り、更に同宗内でも特定の一流のみに相承される狀態 日本の佛教の諸宗と雖も、 奈良時代の大寺の制度に於ては一寺に特定の宗派なく、丁度この十方住持制度に相當すべ

十方刹といい、一流相承即ち甲乙住持による寺院を度弟院という。

代以後その法流を日本禪宗に傳燈嗣承して、今日なお禪宗の法燈をかゝげているのである。

度かの幕府の彈壓にも、はた又應仁の大亂にも、愛山護法の念を堅持して、開創の精神を忘れずに遺訓を守り、江戸時 達利養を心掛ける様になり。徒らに官僚主義惡弊の巢窟となつたのである。處が一方、 町時代に入ると、幕府が或る特定の一派のみに偏重したことゝ、任命された住持は寺院の興廢を度外視して、自己の榮 であつたのである。鎌倉時代に禪宗と共に將來されたこの十方住持制度は、最初人材登用の趣旨であるにもゝはらず室 一流相承を護持した寺院は、幾

Ξ

で建長・圓覺寺には相繼いで南宋の來朝僧を住せしめた。北條時宗は旣に蘭溪道隆・大休正念寺の宋僧が在世中にも拘 らず、 弘安元年(一二七八)十二月に無及德詮・宗英の二人を南宋に遣して無學祖元を請じ、「時宗留意宗乘、 領する檀越たる鎌倉武家の意志により次第に密教的色彩が脱却すると十万住持の制度をとり入れる様になつた。ところ の禪の法流と共に、 禪宗の傳來當初、 建營梵苑、安止緇流、但時宗每億、樹有其根、水有其源、是以欲請宋朝名勝、助行此道、 時宗以後禪寺に十方住持制度を採用しようとした意圖を充分に知ることが出來る。 誘引俊傑、歸來本國爲望而巳、不宜」と、これは明かに十方より人材を求めて禪寺に住せしめようとしたものであ 特に台密の葉上流の血脈を傳える系統として一流相承であつたが、それが鎌倉中期以後、是等を管 壽福寺、 建仁寺、長樂寺等明庵榮西によつて開創された諸寺は教禪双修の態度による故に、 煩詮英二兄、莫憚鯨波險 積有年

している) 東福寺、 而して東福寺に於ては圓爾辯圓が弘安三年(一二七八)六月一日の東福寺壁書に(辯圓は弘安三年十月十七日に示寂 承天寺、崇福寺、水上萬壽寺の各寺に規範八ケ條を掟制し、特に東福寺住持は圓爾の一派を嚴守せ

しめている。

東福寺條々事

- 關東御祈禱如,,日來,不」可」有,,退轉,。
- 一、本願御家門御祈禱不」可」有"退轉"。
- 圓爾、 東福寺長老職事、圓爾門徒中、計"器量人,代々可,讓與,也。 以,佛鑑禪師叢林規式,一期遵,行之,人永不,可,有,退轉,矣。
- 一、承天寺者我法房也、一期以後、曉首座可、傳,,領寺務,矣。 聖教法衣等安川置普門院並常樂庵一、不上可上出,于他所,矣。
- 崇福寺事佛鑑禪師門下初圻侍者入院(住,,乎江府定慧寺」) 書"崇福寺之 額字,被、授、之、爾間、 歸朝最前、 申..下勅願宣旨,畢、 而僧齊料所依、無、之、 次圓爾歸朝可、令、弘,,通禪法,之由頻受、命、

水上山萬壽寺者、圓爾歸朝以後、第二開山之寺也、 去之後、以"門弟,補、之、彼寺何後可、爲"于東福寺沙汰也。 檀那歸依寄,進山林田薗等,、 雖」讓||補長老職於覺禪房||彼逝

持之、云々、何後依1.達事出來之時,者、東福寺殊可,有1,其沙汰,者也、

少鄉

(經賢朝臣)

當時爲॥檀那扶॥

仍禪師

弘安三年六月一日 東福寺住持 圓爾 (華押)

寺にして聖一派のみがその住持を一派獨占するが故に、五山より除かんとした事がある。 とある。 る。それは建武二年(一三三五)に五山の列位を改めようとした。その時或る者が朝廷に奏して、 教禪兼修の寺院でありながらも、 この遺訓を堅持して、 のち五山に列しても 一流相承を 譲らなかつたのであ 東福寺は藤原氏の墳

建武二年乙亥五月。或、謨、奏、朝以斥、東福,五山居。其末、者。、關師與、雙峰南山,趨朝强奏云々

戀日規箴。

藏和尙紀年録にもある。) 而し爾後とれが先例となり、 官寺はすべて十方住持制度をとるべきであるのに 一流相承の寺 説の非なることを奏聞したので、漸くにして事なきを得て、五山第二位にとゞまつたのである。(この事件の資料は海 とある。つまり時の東福寺住持であつた雙峰宗源が南山士雲及び虎關師鍊を起たしめて、後醍醐天皇に對し、 極力その

院としての面目を保つた處に十方住持の制度は徹底を欠く結果となつた。

(一三三三) 八月二十四日に下され、更に建武四年 (一三三七) 八月廿六日の花園上皇御置文がある。 次いで應燈關の一流を繼ぐ大徳寺である。開山宗峰妙超は後醍醐天皇の歸依によつて、 かの有名な御置文が元弘三年

住一、不,是偏狹之情,爲、重,法流,、殊染,|宸翰一、貽,|言於龍華,耳。 〇後醍醐天皇御置文 大德禪寺者、宜片爲11本朝無雙之禪苑1、安11棲千象1、令」祝書萬年上、 元弘三年八月廿日。 門弟相承、不、詳!!他門 宗峰國師禪室。

劫石」、傳法席於龍華」。 〇花園上皇御置文。 一流相承、他門勿」住、豈是縱二人我之情,乎、宗派別,|涇渭,之故也、 大德禪寺者、特禀,,曹溪之正脈,、專煽,,少林之遺風,、寔斯叢林之矩範者敷。宜,比,,禪苑於 垂!"嚴誡於將來1、 勿敢

違失,矣。建武四年八月二十六日

與禪大燈國師禪室

とある。 山の一に列せられたのである。 宗峰妙超の一派が一流相承して他門の住するを許さないのが寺法となつた。それにも拘らず建武中興の際、 五

〇龍寶山大德禪寺者、可、爲,,五山之其一,、可、被,,存知,,者、天氣如、此仍執達如件

元弘三年十月一日

宗峰上人禪室

于易·Li。 多字记...双青

祈!,聖躬億兆之實位,者、 〇大德禪寺者、聖運廓開之嘉城、南宗單傳之淨場也。 天氣如此、仍執達如件。 修宇起"叡情」、儀式超"祖跡,宜,相"並南禪第一之上刹、 元弘四年正月廿八日

宗峰長老禪室

左衞門權佐判

とある。

十刹の九位に加つているのみである。龍寳山誌によれば、 五山の首位に迄昇格したのである。而し一流相承なるが故に五山の位には列してはおらず、至德三年(一三八六)には とある。元弘三年(一三三三)十月につゞいて翌元弘四年(一三三四)正月には五山之上の南禪第一の上刹と相並んで

より推察出來る。 刹同樣、幕府の住持任命のために宗峰門下以外の住持となつたものらしい。それは「南禪寺舊記下」に香林宗藺の公帖 翁宗然・峰翁祖一・通翁鏡圓の法孫である。これは至徳三年(一三八六)に十刹に加つて居りそれ以後は、 香林宗蕳・二十五世樗庵性才等はいづれも 宗峰派下ではなく、 宗峰の師南浦紹明(大應國師)の法嗣で、 とある。しかし住持は十方諸派より任ぜられてはいなし、南朝・北朝の遺勅通り、宗峰妙超一派のみより任ぜられても いないのである。つまり應燈關の一流としての一流相承がなされたのである。それは大德寺十八世東源宗漸・二十一世 至德三年七月、將軍奏、朝、於,,京都鎌倉,立,,五山十刹,、以,,南禪寺,爲,,五山之上,、時大德寺貶,,京師十刹之第九位,。 他の五山・十 それが一可

勝定院殿公文

大德寺住持職事、任先例可被執務之狀如件。

應永廿八年正月廿六日

大上包宗藺西堂

從一位御判

從一位御判

右至此時代、依爲十刹、以西堂住持如此。

り、大徳寺の當事者は南北兩朝の遺勅及び開山宗峰妙超の遺訓を忘れず、同寺住持を宗峰一派の相承にしようとして、 十刹の位を捨てん事を幕府に請うて許され、 一流相承となつて、 幕府の住持任줲の十方住持制度よ り脱却し たのであ

幕府は十刹である以上、 十方住持の制度を大徳寺には主張したのであらう。 而し永享三年(一四三一)に

更に應燈關の一流といわれるのは南浦紹明 (大應國師) 宗峰妙超 (大燈國師) -關山戀玄 (無相大師)と次第

寺開創に當り、 する關山蕎玄は妙心寺開山であつて、この關山一流こそ、現代迄一流相承して純一に傳燈嗣承して來たのである。妙心 花園法皇は晩年に、 松源一流の再興と妙心寺造營の事を軫念され貞和三年(一三四七)七月二十二日

考 「徃年の宸翰」を賜つたのである。

依違于今、未遂其願、 徃年、在先師大澄國師所、於此一段事、得休歇、 仙洞之子細在之、 縦過一瞬必可滴平生之志、門徒之中其仁不在佗、廻遠慮可被果興隆之願、故遺鳥跡述蓄懷者也 頃年病痾纒牽且夕難期、 空塡溝壑者、 特傳持衣鉢之後、報恩謝德之後、興隆佛法之志、 永劫之恨何事如之、 仍一流再興幷妙心寺造營以下事申 寤寢無忘、 而心事

貞和三年七月廿二日 御判

關山上人禪室

心寺に於ては花園上皇は特に關山の一派のみよる相承を、又幕府の十方住持という寺院政策の反動として念願が申置か 次いで起つて居り、大徳寺に於ては、後醍醐(南朝)・花園(北朝)兩帝の統一への念願をかけられたであろう。 れたのであろう。 とある。花園法皇は大徳寺は又妙心寺に於て一流相承の念願を申置かれた。 時恰も南朝・北朝の軋轢愈々加はり兵亂相 又妙

方住持とし一流相承を否定し他門の名勝を任ず樣申している。その御教書に、 弟宿老」、相共商量、 相承して護持せんことを念願とされたが、夢窓國師晩年の臨川家訓には『本寺住持、 不」可"妄請"三會院塔主」、 んとして、ついに十刹位の榮譽を捨てゝしまつたが、同じく十刹たる臨川寺に對して室町幕府は寛大な取扱いをしてい 先きに東福寺は一流相承即ち度弟院であり乍ら五山に列する例外を認められ、又大徳寺は自らの度弟院主義を護持せ 臨川寺は建武二年(一三三五)十月に後醍醐天皇の宸翰に、『應」令夢窓國師,爲*靈龜山臨川禪寺開山。事、 右當寺 (中略) |宣恢|||弘臨濟禪師之宗風|、今+禀||承臨川禪寺之法流||以門葉相續至+龍華三會||而己|| とあり、 選其器以任」之、 門弟中無"其器」、 則請11他門名勝1亦可也、 莫、倣,,尋常度弟院之式,矣。』とあり十 一流

嵯峨臨川寺事。 任東福寺之先例、 可准十刹列之由被仰門徒了、存其旨可被執務之狀如件 後醍醐院勅願、開山國師寂場、禪宗再興之聖跡、 君臣歸依之梵字、 文和三年 (一三五四) 正月廿六日 信仰異他、

する十方住持主義が弛緩して來たこと知り得るのである。しかし永和三年(一三七七)八月臨川寺を五山に列せしめよ とある。卽ち東福寺の先例がある故に、度弟院であつても十刹に列する例外を許容するのである。茲に幕府の官刹に對

左中將 (花押)

(上略)手書寺所當行之規制、自曰臨川家訓、藏在于三會塔、茲本寺衆不量議、反求列于五山之班、旣新法堂、 幕府に朋黨を組んで强請し、その沙汰を止めした事件がある。了幻集の臨川寺訴狀に

うとした際、 五山に陞位されゝば十方刹たらしめざるを得なかつたのであ ら う。 夢窓門下の古剣妙快以下が極力反對

断者、時容坐視哉、投訴於大檀越之前、切冀釣旨、委下公憑、復遷本寺於諸山之位、安百員侶於枯木堂中、以堅密道 觀、僧陷今時、道業日日廢、魔孽時々興、名是而實非、損益果何如、法運固季矣。少室正愈、若一縷之懸干斤、 介衆、遽忘先訓之責、終昧自己之心、門下縦令得有名位之長老、是所謂扶宗來報佛恩者歟、 每日鞭策、光揚先蹤、激進後輩、則法燈得再續、祖風行可追矣、唯大檀越、高明察鑑、遂此誠請、某懇訴所以、 未易知也、矧乎寺改舊

伏乞哀念、謹言。永和戊午四月日。

とある。つまり度弟院を改めて十万刹にしなければならないところより來ているものと思われる。

(との外に空華日用工夫略集にもこの事件に關する記事があるが、今は古劍妙快著の了幻集をとつた。)

制度を採用した。その後相國寺を建立して、又十方住持制度を布いた。勸請開山に夢窓疎石・春屋妙葩(二世)・空谷明 この臨川寺と共に相國寺は夢窓派の度弟院となつた一件がある。先きに天龍寺を建立し、之を五山に列して十方住持 (三世)・太淸宗渭 (四世・一山派)・雲溪支山 (五世・一山派) と明らかに十方刹の様相を呈した。しかるに六世経

海中津が住んするに及んで、『再住廣照國師

(絕海中津)

・應永四年丁丑二月廿八日入寺、奉公命始爲門徒寺』、と扶桑

五山記 住持については、先づ代表されるものとして五山之上の南禪寺をあげることが出來る。 流相承を許したのである。臨川寺といゝ相國寺といゝ、室町幕府は夢窓派に對しては寛大であつたらしい。又他方十方 (卷四、山城州萬年山相國承天禪寺、住持位次)に出ている。つまり夢窓門下の絕海中津以後度弟院となつて一 南禪寺は龜山上皇の歸依により

離宮を改めて禪刹とし、永仁七年(一二九九)三月、「禪林寺起願事」を宣下された。その中に、 長老職事 選上器量卓拔、才智聯全而佛法爲॥重擔,勤行爲॥志郎,之仁、、可॥補任,者也、 佛日增輝、 法輪常轉而己、

僧者不+必以"貴人,爲+\尊、乃至雖"吾子孫,不\可"以\勢住持,恐爲"傷\風敗\教之端、

深屬、

深屬。

得ず一流相承を許したといわれるが、而し皇室に於ける十方住持制度は見逃すことは出來ない。 方住持政策である。それに對し公家階級の一流相承と對立し、室町期に至つて、幕府の公家化として十方住持を堅持し と純粋に十住持制度を取り上げている。十方住持制度は鎌倉・室町幕府の政策であり、 換言すれば武士階級の禪寺の十

との様に一流相承が鎌倉・室町兩期を通じて幕府五山十刹への十方住持に對しても問題を起している禪宗寺院は禪宗

本來の面目である。傳燈嗣承とそ、その生命どなつているところから出發したものである。 註1 荻須純道氏 「日本禪宗二十四流史傳考」日本佛教學會年報昭和三十一年三月參照

3 玉村竹二氏 「五山叢林の十方住持制度に就いて」日本佛教史學第二卷ノ一參照